

# 「松江市空き家相談センター」相談の流れ

相談者が抱える「空き家に関する困りごと」

利活用不可能

老朽破損空き家を  
処分したい

利活用可能

空き家を  
売りたい

空き家を  
貸したい

空き家を  
管理したい

空き家を  
修繕したい

相談

松江市（相談窓口）

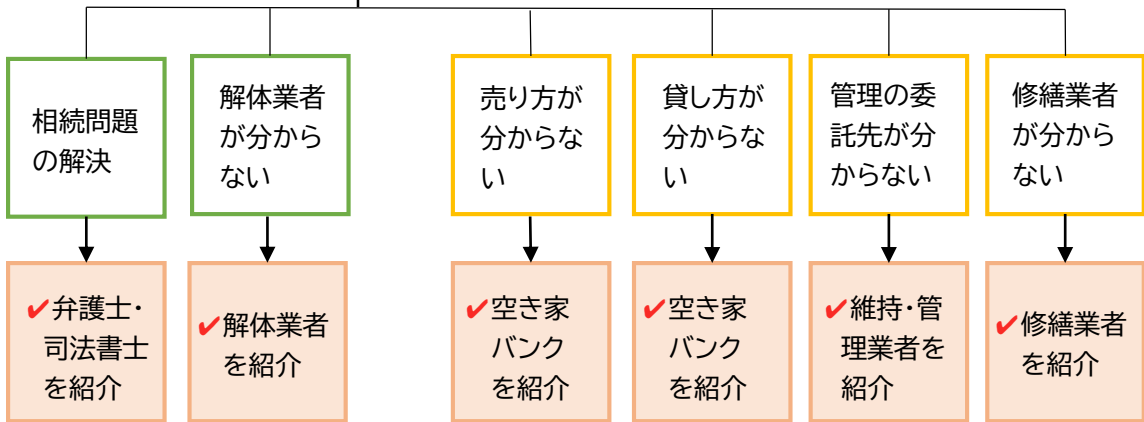
依頼

空き家相談センター

「空き家相談センター」から依頼を受けた  
専門の「空き家アドバイザー」が基礎的調査を実施

- 現地状況確認（写真撮影含む）
- 登記情報（要約書、切図）
- 物件情報（位置、接道情報、法的建築制限）
- 相談者等ヒアリング

専門の「空き家アドバイザー」を中心としたチームで問題を解決



空き家アドバイザーが対応報告書を提出

報告



・相談者  
・松江市

【お問合せ・相談窓口】

松江市役所 住宅政策課 空家対策係  
(市役所別館3階)

※相談は無料です。

ただし、調査の中で登記事項証明書などを取得する  
場合は、実費での負担が必要です。

☎0852-55-5346

E-mail: akiya@city.matsue.lg.jp